

## ○学校におけるいじめ事案への適切な対応について

〔平成24年11月14日少甲達第54号、県相甲達第20号〕  
石川県警察本部長から部課署長あて

- 対号1 平成6年9月1日付け少甲第184号「少年事件等及び福祉犯事件の即報について」
- 対号2 平成15年7月17日付け少甲達第33号、生企甲達第54号、地甲達第70号、生保甲達第25号、捜一甲達第51号、捜二甲達第272号、交指甲達第53号「学校と警察との連携による「いしかわS&Pサポート制度」の実施について（通達）」
- 対号3 平成23年2月28日付け県相甲達第2号、生企甲達第15号、刑企甲達第18号、交企甲達第12号、公甲達第5号「警察安全相談取扱要綱の制定について（通達）」

学校におけるいじめ事案（以下「いじめ事案」という。）については、対号に基づき適切な対応に努めているところ、全国的には、悪質ないじめ事案やいじめに起因する少年の自殺が社会問題になるなど、大変憂慮すべき状況にある。

このような情勢を踏まえ、少年の生命・身体の保護及び健全育成に資するため、いじめ事案への対応を下記のとおり定めたので、適切な対応に努められたい。

### 記

#### 1 いじめ事案の定義

- (1) 警察における「いじめ」の定義は、「単独又は複数で、単独又は複数の特定人に対し、身体に対する物理的攻撃又は言動による脅し、いやがらせ、無視、インターネットを利用した誹謗・中傷等の心理的圧迫を一方的に反復継続して加えることにより苦痛を与えること」をいう。
- (2) いじめ事案とは、小学生、中学生及び高校生によるいじめをいう。一定の人間関係が原因であるいじめであれば、いじめの行為が行われた場所は問わない。
- (3) 「いじめられていた少年が、いじめていた少年に対して仕返しする事案」は、「いじめの仕返しによる事案」として、いじめ事案と同様に取り扱う。
- (4) いじめ事案のうち、被害届が提出されるなど、検挙・補導の措置を行うものを「いじめ事件」という。

#### 2 いじめ事案への対応の基本的な考え方

- (1) 学校・教育委員会と情報共有を図り、学校・教育委員会の対応を尊重しつつ、

その取組状況や被害者・保護者の意向等を踏まえながら、警察の主体的な判断に基づき、最も適切な対応に努めるものとする。

- (2) いじめ事案に対しては、その真相を究明し、いじめによる被害の回復及び拡大防止のために必要な諸対策を継続的に推進するなど、被害少年の保護に万全を期するものとする。
- (3) 被害少年の生命、身体の安全が脅かされる状況がある場合や被害少年やその家族（以下「被害少年等」という。）からの被害の届出がある場合には、積極的に捜査（触法少年に係る事件の調査を含む。以下同じ。）を行うものとする。
- (4) 加害少年に対しては、いじめが被害少年の健全な自我の発達や人格の形成を阻害し、最悪の場合には、命をも奪いかねない人権侵害であることを十分に認識させ、反省と責任の自覚を促して健全育成を図るものとする。
- (5) 被害少年等に対しては、いじめによってその心身に重大な影響を受けていることを考慮し、特別な配慮並びに適切な助言、関係機関の紹介及び被害防止措置等の支援を行うものとする。

### 3 いじめ相談の適切な受理

- (1) いじめ事案に係る相談を受理した際の対応要領は、対号3によるものとし、特に、被害少年からの相談については、精神的に未熟であることを十分考慮し、少年の特性と心情を理解した上で対応すること。また、被害少年等に対しては、被害者特有の心理にも十分配慮し、傾聴に努めるなど事実の的確な把握と適切な助言等を行うこと。

なお、電話や電子メール等で受理した相談のうち、面接が必要と認められるものについては、積極的に面接相談を受けるよう教示すること。

- (2) 児童・生徒間のトラブル事案に過ぎないとの認識で寄せられる相談の中には、いじめ事案の伏在も懸念されることから、いじめを念頭においた相談受理に配慮し、その内容からいじめ事案に該当すると認められるものについては、これを看過することなく適切に対応すること。
- (3) 相談内容から、いじめ事案が犯罪に該当する場合には、4に規定するいじめ事件への的確な対応をとること。
- (4) 被害少年等が匿名による相談を希望しても、自殺、事件等緊急に対応しなければならないと判断されるときは、人定事項等を明らかにするよう説得し、迅速な調査・対応を行うこと。

### 4 いじめ事件への的確な対応

- (1) 被害少年等からいじめに関する被害の届出がなされた場合には、迅速・確実にこれを受理し、必要な捜査を実施するなど被害少年等の立場に立った対応を徹底すること。

- (2) 被害少年等が被害の届出に消極的であっても、いじめの内容が悪質であるなど被害少年の保護のための捜査の必要性が高い場合には、被害の届出を促すこと。

## 5 学校との連携

- (1) 警察がいじめ事案に適切に対応するためには、早期把握が重要であり、そのためには学校との連携が必要不可欠である。

よって、平素から生徒指導担当教諭との連携を密にするとともに、先般、県教育委員会が設置した「いじめ対応アドバイザー」との連携を図るなど、警察が対応すべきいじめ事案の情報が学校から警察へ適時適切に連絡されるような体制作りに努めること。

- (2) 被害少年等からの申告によって警察が直接認知したいじめ事案については、学校と情報を共有する必要があるため、原則として学校に連絡することについて、被害少年等の理解を得るよう努めること。

- (3) 学校との情報共有に当たっては、対号2に基づく相互連絡制度を活用し、学校に対しても積極的な活用を働きかけること。

## 6 記録と報告・連絡

- (1) いじめ事案を警察安全相談として受理した場合のほか、被害の届出を受けた場合も、全件、警察安全相談記録簿及びいじめ事案対応検討票（別記様式）を作成すること。

なお、いじめ事案対応検討票は、警察安全相談記録簿（又はその写し）と共に保管すること。

- (2) 警察本部において受理したいじめ事案は、直ちに関係警察署の少年担当係に連絡し、警察署において受理したいじめ事案は、直ちに少年担当係に連絡すること。また、連絡を受けた少年担当係は、他の警察署に連絡する必要があると認める場合には、直ちに当該警察署の少年担当係に連絡すること（当直勤務時間中における連絡は、「少年担当係」を「当直主任」と読み替えて対応すること。）。

連絡は、警察安全相談記録簿及びいじめ事案対応検討票の送付によって行うものとするが、決裁の未了等を理由に連絡が遅れることのないよう徹底すること。

- (3) いじめ事案を処理する警察署においては、少年事件選別主任者（当直勤務時間中は、必要に応じて少年事件選別主任者または少年事件選別補助者に意見を確認した上で当直主任）が速やかに事件性を検討した上で事案概要を署長に報告し、具体的な指揮を受けること。

- (4) いじめ事案は、犯罪に該当するか否かにかかわらず「人の生命、身体に危害が及ぶおそれのある事案」であることから、対号3に規定する本部報告事案として取り扱うこと。

生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）への報告は、いじめ事案対応

検討票を送付して行うものとし、少年課長は、警察安全相談管理システムで事案概要を確認するものとする。

なお、被害の届出を受けるなど、いじめ事件としての取扱う場合には、対号1に基づく少年課長への即報を確実に行うこと。

- (5) 報告を受けた少年課長は、関係警察署の生活安全（刑事）課長に対し、助言、指導、連絡調整等の必要な措置をとるものとする。

## 7 教養の徹底

- (1) 全ての職員に対する教養

いじめ相談は、相談窓口のみならず、110番通報や被害届の受理といった種々の警察活動の過程で認知する可能性があることから、全ての職員に対して、基本的な考え方及び対応要領についての教養を実施すること。

- (2) 担当者に対する教養

警察署の少年担当係及び当直主任に対しては、特に6に規定した記録、報告要領等についての教養を徹底すること。

別記様式（略）